

品川八潮団地地区

原燃料費等調整制度の導入について

2026年 8 月

- 日頃より、弊社の熱供給をご利用いただき誠にありがとうございます。昭和58年の熱供給開始から44年目を迎えることができ、お客さまや関係者のみなさまのご理解・ご協力の賜物と感謝申し上げます。
- 品川八潮団地地区では、清掃工場排熱を利用して熱供給を行っておりますが、排熱利用が制限される清掃工場の定期点検時や、お客さまに冷温水等を送るために、電力やガスを使用しており、電力・ガスの料金単価はエネルギーの輸入価格等により毎月変動しています。
- 料金改定によるお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、熱供給規程の変更認可申請にあわせて、電力・ガス料金の単価変動を熱料金単価に反映する「原燃料費等調整制度」を導入することとしました。
- つきましては、「原燃料費等調整制度」についてご理解いただき、是非ご活用を検討いただければありがたく存じます。

- 1 原燃料費等調整制度の概要
- 2 対象のお客さまとお申込み等について
- 3 お問合せ専用ダイヤル

参 考：熱料金調整のしくみ（概要）

（1）目 的

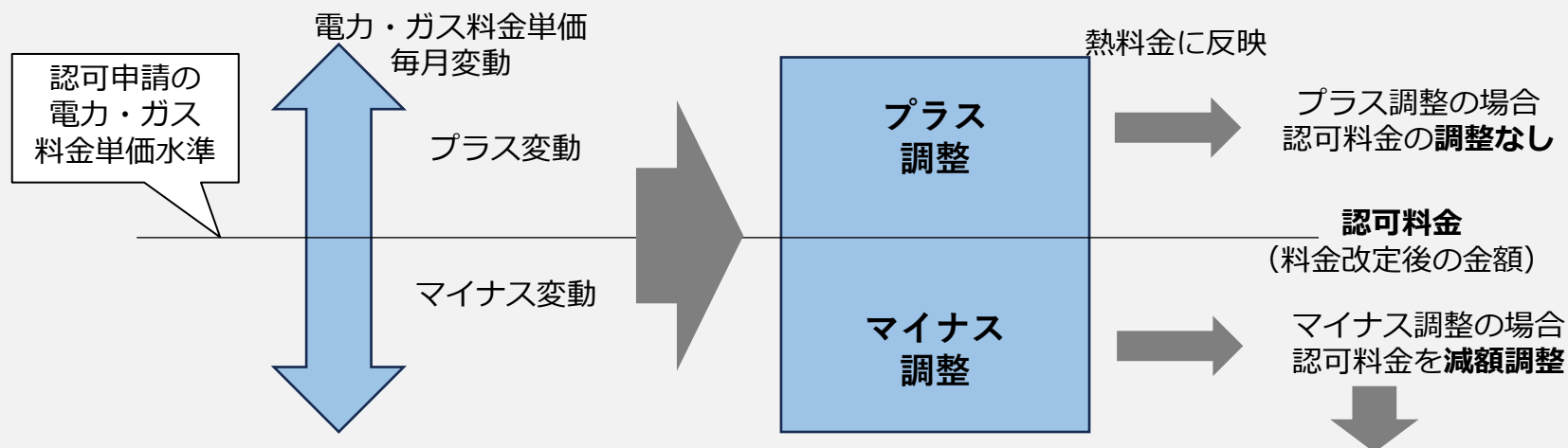
- 品川八潮団地地区では、清掃工場排熱を利用して環境に優しい熱供給を行っています。一方で、排熱利用が制限される清掃工場の定期点検時や、お客さまに温水等を送る等のために電力やガスを使用しています。
- 電力やガスの料金単価は、原油、液化天然ガス、石炭などのエネルギーの輸入価格等により毎月変動しています。
- 「原燃料費等調整制度」は、この変動分を熱料金単価に反映して、**認可を受けた熱料金単価よりも低い熱料金単価で提供できる場合に熱供給を行うものです。**

（2）概 要

- 電力・ガスの料金単価は、毎月変動しています。この電力・ガス料金単価が、**認可申請の際の電力・ガス料金単価※より低くなる場合、認可料金を減額**します。（マイナス調整）
- 高くなる場合は、プラス調整は行いません。認可料金のままの料金となります。
- マイナス調整の場合、認可料金より低い単価の範囲であれば、増減することがあります。つまり、認可料金より低ければ、前月の熱料金単価より上がる可能性があります。

※認可申請では、申請の直近の電力・ガス料金単価で申請を行うこととなっています。

原燃料費等調整制度のイメージ



$$\text{熱料金（月額）} = \text{改定後基本料金} + \text{改定後従量料金} - \text{調整額}$$

(認可料金) (認可料金)

○対象のお客さま

- ・ 熱供給規程により品川八潮団地地区で熱供給(温水、高温水、冷水)を受けているお客さま
- ・ お客さまには、現在契約している熱供給**規程**による熱需給契約に加えて、「原燃料調整費等制度」について定めた「熱供給**約款**」による熱需給契約を締結していただきます。

○ 申込み等について

- ・ 「原燃料費等調整制度」のお申込みは、下記期限までに**お申込みをしない旨のお申し出がない限り、自動的にお申込みがあったものとみなします。**
- ・ お申込みをしない旨のお申し出期限
 - 令和8年12月17日(木)検針予定日の場合：令和8年12月 9 日(水)
 - 令和8年12月18日(金)検針予定日の場合：令和8年12月10日(木)
 - 令和8年12月21日(月)検針予定日の場合：令和8年12月11日(金)
- ・ 令和8年12月の検針予定日については、11月の検針票をご覧ください。
- ・ お申し出先 お問合せ専用ダイヤル（詳細は最終ページ参照）

○実施日

「原燃料費等調整制度」は、熱供給規程の料金改定にあわせて実施します（令和8年12月1日予定）。実施日以降の熱使用量に「原燃料費等調整制度」が適用されます。

実施日は決定次第、チラシの各戸配布およびホームページ等によりお知らせします。

○熱料金改定等お問い合わせ専用ダイヤルの開設



- ・ 燃料費等調整制度に関するお問い合わせ
- ・ お申込みをしない旨のお申し出の受付
- ・ 電話番号 0570-030-603
- ・ ご利用に通話料がかかります。ご了承ください。
- ・ 受付時間：月曜日～土曜日10時～17時（日曜日・休祝日を除く）

☞「原燃料費等調整制度」の詳細は、弊社ホームページで「品川八潮団地地区熱供給約款」をご覧ください。 http://www.tounetu.co.jp/for_yashio.html

○上記専用ダイヤルの他、八潮支社へのお問い合わせ

- ・ 電話番号 03-3790-2770
- ・ 電話のほか窓口でもお問い合わせ可能です。
（窓口にお越しの際は、営業開始直後・営業終了間際は混みあいます。お時間に余裕をもってお越しください）
- ・ 営業時間：月曜日～金曜日9時15分～17時15分

1 電力料金単価変動分の調整

- ① 熱製造に使用する電力の変動単価と認可申請時の電力の変動単価の差
- ② 熱製造に使用する電力に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金と認可申請時の再生可能エネルギー発電促進賦課金との差
- ③ 国等が行う電気料金負担軽減による値引き

$$\text{電力調整単価} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

2 ガス料金単価変動分の調整

- ④ 熱製造に使用するガスの変動単価と認可申請時のガスの変動単価との差
- ⑤ 国等が行う電気料金負担軽減による値引き

$$\text{ガス調整単価} = \text{④} + \text{⑤}$$

3 熱料金の調整

$$\text{熱調整単価} = \text{電力調整単価} \times \text{電力熱換算係数}^{\ast} + \text{ガス調整単価} \times \text{ガス熱換算係数}^{\ast}$$

- ・ 熱調整単価 < 0 になる場合 → 熱供給約款による熱供給

$$\text{熱調整単価} \times \text{熱使用量} = \text{原燃料費等調整額}$$

上記の原燃料費等調整額を認可料金（基本料金＋従量料金）から減額

- ・ 熱調整単価 ≥ 0 になる場合 → 熱供給規程による熱供給

認可料金（基本料金＋従量料金）の減額調整なし